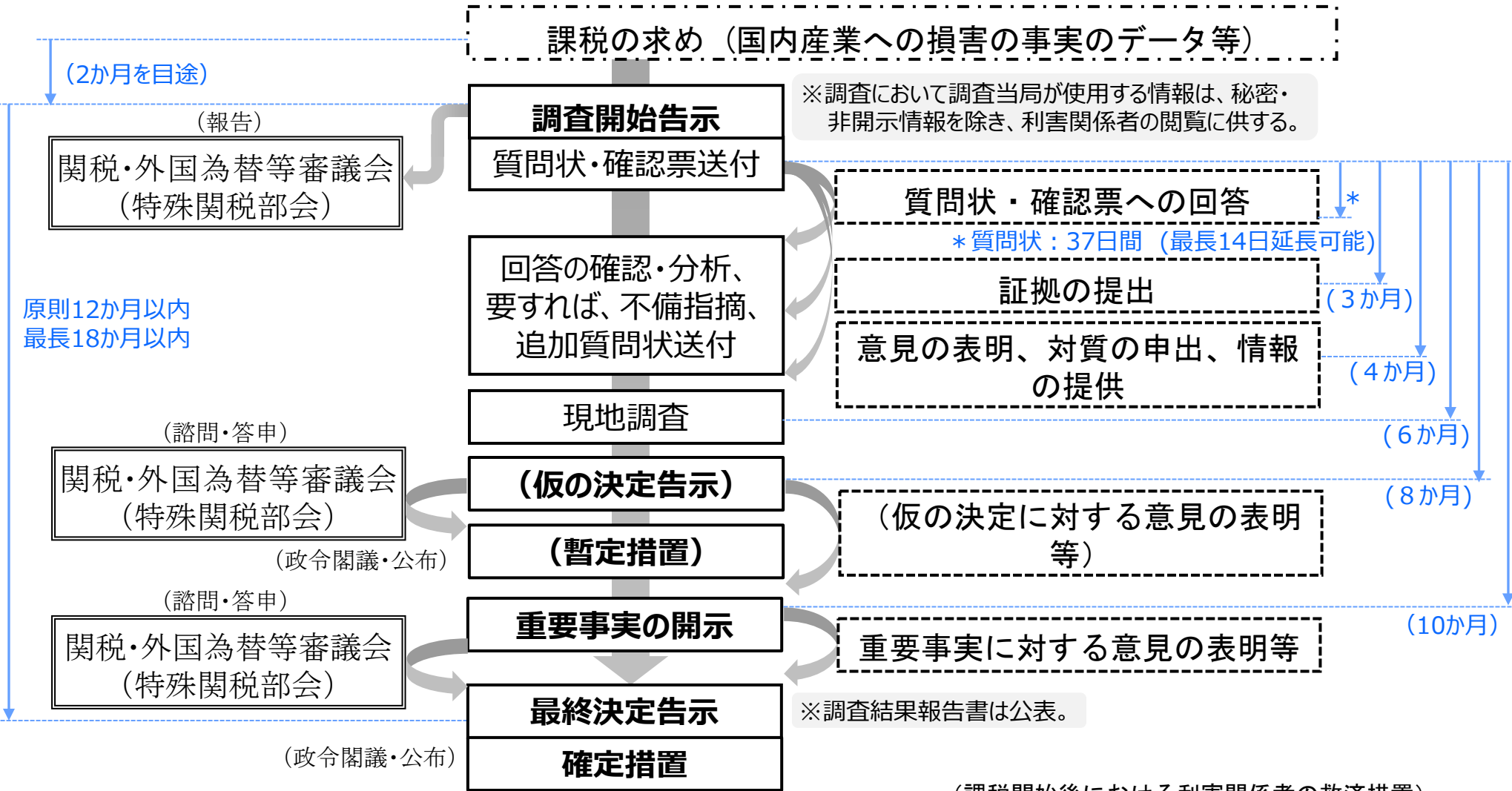


不当廉売関税 調査・課税措置の流れ

【関税・外国為替等審議会】

【財務省・経産省(・産業所管省)】

【利害関係者】



新規供給者・調査されなかった者からの調査の求め

課税期間延長、新規供給者及び事情変更に係る調査

還付の求め

[凡例] (調査期間) : 調査の標準期間

※要件を満たしていない場合 (輸出者の約束の申出を政府が受諾する場合を含む) は、調査を開始しない、調査を取り止める又は課税しないこととなる。